

宮崎労働局発表
平成28年5月2日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
監督課長 山崎 琢也
監察監督官 斎藤 慎史
(過重労働特別監督監理官)
(代表電話) 0985(38)8825
(直通電話) 0985(38)8834

平成27年の監督指導の実施結果

～ 220 事業場で違法な時間外労働・159 事業場で賃金不払残業を摘発。

平成28年は過重労働の解消に向けた取組を更に強化します。～

宮崎労働局(局長 ^{もと}木 ^{よし}賀子)では、平成27年に管内の労働基準監督署(宮崎、延岡、都城、日南の4署)が実施した定期監督等の実施結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

特に平成27年は、月100時間を超える残業が行われている事業場などに対する監督指導の徹底を始め、過重労働の解消に向けた取組を積極的に行っており、220事業場で違法な時間外労働、159事業場で賃金不払残業を確認し、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

平成28年度においては、月80時間を超える残業が行われている事業場を対象を広げた上で監督指導を実施する等、過重労働の解消に向けた取組を更に強化するとともに、法違反が確認された際には、司法処分を含め、厳正に対処していきます。

(結果のポイント)

1. 定期監督等の実績

監督事業場数 1,284 件(違反事業場数 848 件、違反率 66.0%)

2. 主な違反内容 [1のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した件数]

(1) 労働安全衛生法に定める安全対策が実施されていなかったもの: 294 件

(2) 違法な時間外労働があったもの: 220 件

(3) 賃金不払残業があったもの: 159 件

3. 司法処分の実績

送検件数 9 件(労働基準法関係 5 件、労働安全衛生法関係 4 件)

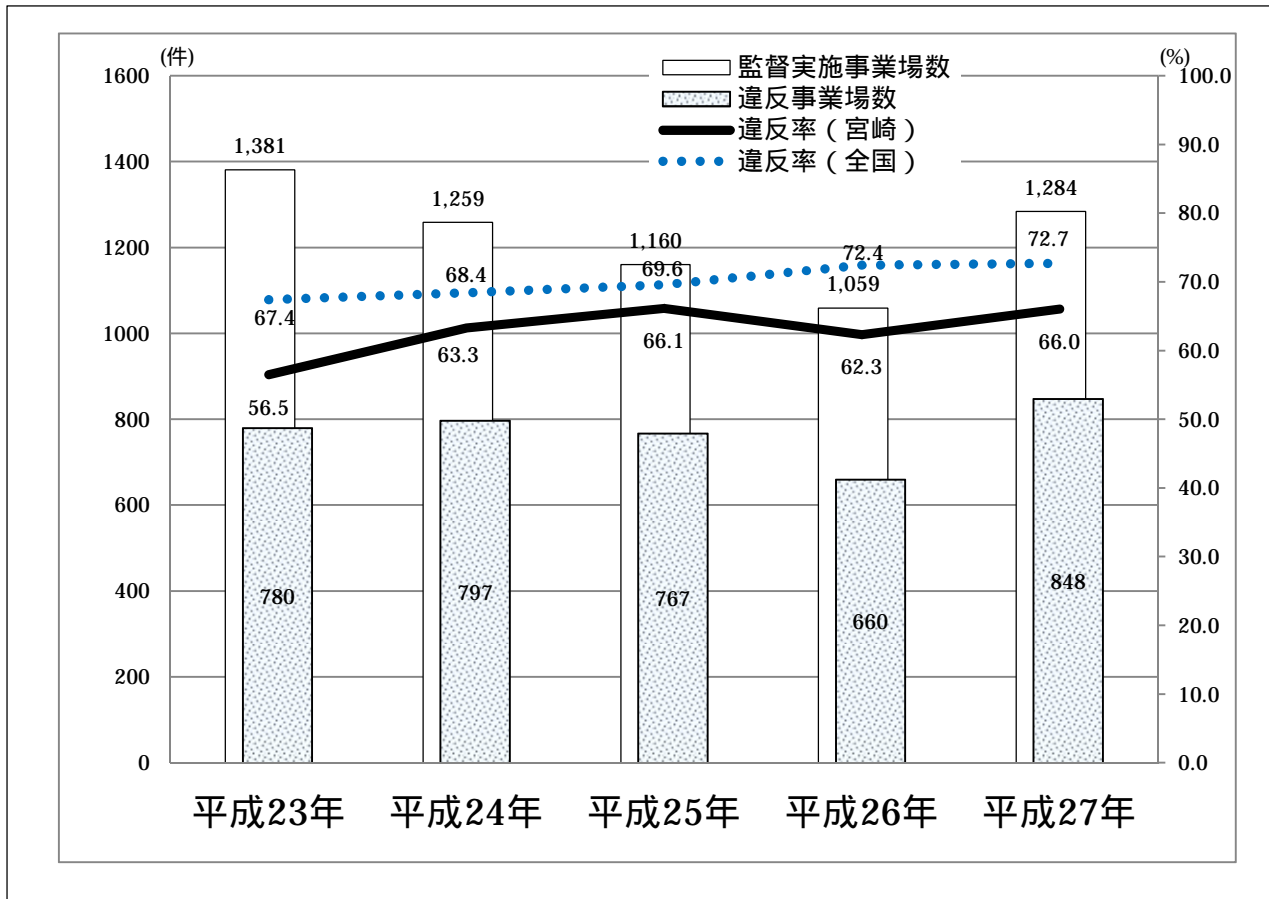
(注)「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」及び「災害調査」で、具体的には、労働基準関係法令(労働基準法、労働安全衛生法など)に基づき、定期的又は労働災害の発生等の各種情報を契機として事業場に立ち入り、関係労働者の労働条件等について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主に対して、それを改善するよう行政指導や行政処分を行うものである。

1 定期監督等の実施状況

(1) 定期監督等実施事業場数及び違反事業場数の推移 (図1)

平成27年における定期監督等の実施件数は1,284件(前年比225件増)であり、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場数は848件(同188件増)、違反率は66.0%(同3.7ポイント増)であった。

図1 | 定期監督等実施事業場数及び違反事業場数の推移



(2) 業種別定期監督等実施事業場数及び主要な法違反事項の状況 (表1)

定期監督等実施事業場を業種別にみると、

建設業	538件
製造業	204件
商業	176件

の順となっている。

また、違反率が高い業種(年間30件以上の監督を実施した業種に限る。以下同じ。)は、

保健衛生業	87.8%
接客娯楽業	84.5%
教育研究業	83.9%

の順となっている。

労働災害を未然に防止する見地から、危険性の高い機械・設備等に使用停止命令などの行政処分を行った件数は、25件(前年比11件減)であった。

(注) 使用停止等処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業主に対し、機械・設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長等が命じるものである。

表 1 | 主要な法違反事項

業種	定期監督等実施事業場数	違反事業場数	違反率	労働基準法						最賃法	労働安全衛生法			
				労働条件の明示	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	最低賃金の効力	安全衛生管理体制	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	204	134	65.7%	26	45	3	32	22	18	12	0	38	30	39
建設業	538	324	60.2%	5	10	2	6	5	6	1	0	216	9	2
運輸交通業	21	17	81.0%	3	9	2	6	5	7	1	4	3	1	2
農林業	44	25	56.8%	7	1	0	0	3	2	1	0	16	1	3
商業	176	109	61.9%	19	49	3	34	19	11	8	5	8	1	34
金融広告業	6	3	50.0%	1	2	0	0	1	0	1	0	1	0	1
教育研究業	31	26	83.9%	11	20	1	14	11	14	2	0	0	0	4
保健衛生業	115	101	87.8%	29	39	2	28	44	46	4	14	0	0	25
接客娯楽業	58	49	84.5%	19	18	4	20	14	14	11	5	1	0	20
清掃・と畜業	29	19	65.5%	7	8	3	4	3	4	2	1	2	0	4
上記以外の業種	62	41	66.1%	12	19	2	15	8	6	4	5	9	1	7
合計	1,284	848	66.0%	139	220	22	159	135	128	47	34	294	43	141

違反状況は主要なものを抜粋しており、また、同一事業場で複数の違反が認められるケースもあり、違反事業場数と各違反項目の合計数とは一致しない。

2 司法処分の状況(表 2)

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続を取るなど厳正に対応しており、平成 27 年には 9 件(前年比 1 件増)の事件を宮崎地方検察庁に送致している。

事件の内訳としては、労働基準法違反被疑事件 5 件、労働安全衛生法違反被疑事件 4 件となっている。

(注) 労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員(特別司法警察職員)として捜査を行い、検察庁に送致する(司法処分)。
(注) 労働基準法違反には最低賃金法違反も含む。

表 2 | 司法処分件数の推移

平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
19 件	17 件	16 件	8 件	9 件

3 今後の指導方針

宮崎労働局及び管内各労働基準監督署においては、安心、快適に働くことができる環境づくりを目指して、労働条件の確保・改善、労働者の安全と健康の確保などの対策を強力に推進しているところである。

引き続き、法定労働条件の履行確保を図るため、的確な監督指導を実施するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め、厳正に対処していく。